

国海員第 2 2 9 号

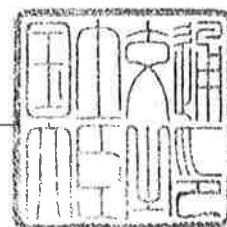
平成 3 0 年 8 月 2 0 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 1 3 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
大阪旭陸運株式会社	大阪府大阪市港区波除六丁目2番33号